第5章

計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

両計画は、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどで公表することにより、広く市民へ周知し、より多くの市民の協力が得られるように努め、地域住民と市と社会福祉協議会、その他の団体や関係機関が一体となって推進していきます。このため、第1次計画に引き続き地域の代表者からなる「桐生市地域福祉・同活動計画推進委員会」を設置し、活動計画の進捗状況など総合的な協議や点検、評価を行います。また、そのもとに市の関係各課や社会福祉協議会の実務担当者からなる「桐生市地域福祉推進委員会作業部会」を置き、計画の推進に関する具体的な協議や調整、点検、評価などを行っていきます。

— 推進体制 —

桐生市地域福祉· 桐生市地域福祉活動計画推進委員会

・計画推進を総合的に協議・点検・評価



作業部会

計画推進の 具体的な協議や調整、点検、評価等



福祉担当各課·社会福祉協議会

- 協議事項を反映・実現
- ・福祉課題を調査・把握
- 福祉施策・事業等の情報提供







地域·住民

- 地域の福祉課題等の情報の提供
- 住民相互による地域福祉課題への取り組み